

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

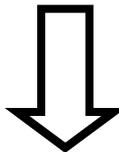
事業名	文化功労者年金の支給に必要な経費		担当部局庁	大臣官房人事課		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和26年度・なし		担当課室	総務班		総務班主査 木下 孝洋		
会計区分	一般会計		政策・施策名	文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-1 芸術文化の振興				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化功労者年金法第1条		関係する計画、 通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから諮議了解を得て決定)に年金を支給し、これを顕彰すること。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	809	826	858	823	844	
		繰越し等	△4	△17	△18	0		
		計	0	0	0	0		
	執行額	805	809	840	823	844		
	執行率(%)	100	100	100				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから諮議了解を得て決定)に年金を支給し、これを顕彰することが目的であり、定量的な成果指標、成果実績及び達成度を示すことは困難である。				-	-	-	-
	達成度	%		-	-	-		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込 み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	文化功労者年金受給者数				230人	231人 (236人)	240人 (245人)	— (235人)
単位当たり コスト	(3.5百万円/1人(年額))		算出根拠	文化功労者年金法施行令第1条で年金の額が規定されている。				
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	文化功労者年金	823百万円	844百万円	受給者数の増				
	計	823百万円	844百万円					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		-	当事業は、文化功労者年金法に基づき、同施行令に定められた額を文部科学省が直接本人の口座に支給する制度であり、文化功労者年金の性格に照らしても事業の実施主体を見直す余地はない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	支出先の選定にあたっては、文化功労者年金法に基づき、文部科学大臣が、候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから決定しなければならないこととなっており、その妥当性や競争性を確保しているところ。また、事業経費は、「文化功労者年金」の1(項)1(目)の予算であるため、事業目的に則し真に必要なものに限定されている。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	文化功労者年金の支給対象は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文化功労者)として現存する者に新規選考する者を加えた数の合計数を見込んだ数となっており、その実績に見合ったものとなっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	○日本が真に文化国家として世界の諸国に伍していくには、国民が文化を尊重し、その向上発達を図り、文化国家であるという自覚を持つことが必要である。文化功労者年金は、それを具現化するための方策のひとつとして「文化の向上発達に関し特に功績顕著な者」を顕彰するため、昭和26年に創設された文化功労者年金法に基づき支給するものである。					
	○当事業は、これまでに776名(平成25年5月23日現在)を文化功労者として決定するなど、長年にわたって日本の文化国家としての向上発達に貢献してきており、現行制度において特段見直すべき点は認められず、現在の事業内容・予算規模を維持すべきである。					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著なものに年金を支給するものであり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:文化功労者年金法に基づく、文化の向上発達に関し功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰するために必要な事業であることから、現行において特段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
<p>○当事業は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文化功労者)に年金を支給しこれを顕彰するために定められた、文化功労者年金法(昭和26年4月3日法律第125号)に基づき実施するものである。</p> <p>○年金は、文化功労者年金法施行令(昭和26年5月10日政令第147号)により、毎会計年度分を文化功労者を決定した日の属する会計年度から死亡した日の属する会計年度まで、年額350万円支給することとされている。</p> <p>○昭和26年度以降の決定者総数は776名(平成25年5月31日現在)。平成24年度実績は、240人(4月1日該当者225人、新規決定者15人)となっている。</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0385	平成23年	0001	平成24年	0001

文化功労者年金の支給に必要な経費(フロー図)

文部科学省
840百万円

文化の向上発達に特に功績顕著な者(文化功
労者)に直接支給し、これを顕彰する。



【直接支給】

A. 文化功労者(240名)
840百万円

文化功労者年金法施行令に基づき、1名当
たり3.5百万円を直接支給

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
文化功労者年金	文化功労者(1名分)	3.5			
計		3.5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					